

(別紙1) 日本エコレザーの改訂概要(2024年4月申請分より)

世界的な環境基準に合わせ、2024年4月申請分から以下の通り改訂します。現行の認定分は改訂後も認定期限まで有効です。https://ecoleather.jlia.or.jp/

項目	現行版	改訂版
事業名	日本エコレザー基準認定事業 Japan Eco Leather Standard(JES)	日本エコレザー認定事業 Japan Eco Leather (JEL)
基準	別紙2参照	別紙2参照
提出書類等	申請書 革構造の証明書(触感や目視で革の判定ができない場合) 原料供給証明書 化学物質検査証明書他 申請宣言書 — 全使用薬品の届出 SDS 排水書類関係書類 廃棄物処理関係書類 見本革片、革の写真データ —	申請書(新様式) 変更無し 変更無し 化学物質検査証明書他(検査項目変更) 申請宣言書(新様式) 製造工程概略及び主要廃棄物 変更無し SDS(但し、一般薬品は不要) 変更無し 変更無し 変更無し 申請料の振込控えの写し(但し移行期間として2027年3月31日まで無料)
認定期間	5年間	3年間
申請料	無料(試験機関への化学物質検査料は別途必要)	3万円(但し2027年3月31日まで無料。試験機関への化学物質検査料は別途必要)
化学物質検査費用	14万円程度(試験機関により異なる)	7~17万円程度(申請する革の認定レベルおよび試験機関により異なる)
奨励金	1件につき、化学物質検査費用の2/3まで、上限8万円(日本製の革に限る。消費税は対象外)	1件につき、化学物質検査費用の2/3まで、上限10万円(日本製の革に限る。消費税は対象外)
マーク	 <p>(JESラベル申請料:1万円(但し、移行措置として2027年3月31日まで無料))</p>	  <p>(JELラベル申請料:1万円(但し、移行措置として2027年3月31日まで無料))</p>

(別紙2) 日本エコレザー基準

項目/基準値	現行	改訂版	
	エキストラ/成人皮膚接触/成人皮膚非接触 (認定レベル)	シルバー	ブロンズ
臭気	3級以下	3級以下	
ホルムアルデヒド	16/75/300mg/kg以下	16mg/kg以下	75mg/kg以下
溶出金属			
鉛(Pb)	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	
カドミウム(Cd)	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	
水銀(Hg)	0.02mg/kg以下	-	-
ニッケル(Ni)	1.0/4.0mg/kg以下	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下
コバルト(Co)	1.0/4.0mg/kg以下	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下
6価クロム{Cr(VI)}含有量(標準)	検出せず* <sup>1</sup>	検出せず* <sup>1</sup>	
6価クロム{Cr(VI)}含有量(80°C加熱エージング)* <sup>2</sup>	-	検出せず* <sup>1</sup>	-
総クロム(Cr)	50/200mg/kg以下	200mg/kg以下	
PCP	0.05/0.5mg/kg	-	-
鉛含有量(Pb)	-	90mg/kg以下	-
特定芳香族アミン	検出せず* <sup>3</sup>	検出せず* <sup>3</sup>	
ノニルフェノール(NP)	-	10mg/kg以下	-
ノニルフェノールエトキシレート(NPEO)	-	100mg/kg以下	-
短鎖塩素化パラフィン(SCCPs)(C10-C13)	-	1,000mg/kg以下	-
摩擦に対する染色堅ろう度(汚染) (顔料(ピグメント)仕上げ)	乾燥3-4級以上 湿潤2-3級以上	乾燥3-4級以上 湿潤2-3級以上	
(ナチュラル淡色)	乾燥3-4級以上 湿潤2-3級以上	-	-
(ナチュラル濃色)	乾燥2-3級以上 湿潤2級以上	-	-

\*1 検出限界 3.0mg/kg

\*2 ISO 10195:2018

\*3 検出限界 30mg/kg

注)上記項目の検査結果を提出すると共に、使用薬品に関しては、申請する革が、「日本エコレザー認定基準書-2023」の表14に定められた発がん性染料5種を使用していないことおよび表15に示す物質を使用していないことを「宣言書 日本エコレザー認定申請宣言書」にて宣言し、提出するSDSでも確認してください。

表14(変更無し)

	CAS Number	C. I. Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C. I. BASIC RED 9	グループ2 B
2	3761-53-5	CI 16150	C. I. ACID RED 26	グループ2 B
3	6459-94-5	CI 23635	C. I. ACID RED 114	グループ2 B
4	2602-46-2	CI 22610	C. I. DIRECT BLUE 6	グループ2 A
5	1937-37-7	CI 30235	C. I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

※もし、発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料のC.I.Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS Numberを添付してください。

表15(新規)

クロロフェノール類	トリクロロフェノール(TriCP)、テトラクロロフェノール(TeCP)、ペンタクロロフェノール(PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モオブチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
過フッ化化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と関連物質 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
フマル酸ジメチル	

注)クロロフェノール類、溶出金属(水銀)については、過去17年間、約1,000件以上の分析を行った結果では検出されなかったことがないので分析項目から外しました(新規)。